

番号	内容	関係条項
16	公共施設の定義	法第4条第14項

都市計画法における「公共施設」とは、道路、下水道、公園、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいいます。

<参照審査基準>

- 福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」 §p.7 1－4（1）「公共施設」